

○農林水産省告示第千百六十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定権利利益の根拠となる法令の条項	対 象 者	延長後の満了日
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の二第一項の規定に	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人に	令和九年一月二十七日

基づく登録であつて、同法第十二条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第二項の規定に基づく登録であつて、同法第十八条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの
あつては、事務所）若しくは事業場を有する者又は当該区域に国内管理人（肥料の品質の確保等に関する法律第三十三条の二第三項に規定するものをいう。）の住所（法人にあつては、事務所）を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に事務所又は農産物検査（農産物検査法第二条第一項に規定するものをいう。）を行う場所を有する者

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づく認定であつて、同条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づく登録であつて、同法第十一条第一項の規定により、令和九年一月二十
令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にある森林（森林法第二条第一項に規定するものをいう。）の森林所有者（同条第二項に規定するものをいう。）又は当該森林所有者から当該森林の経営の委託を受けた者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又はふ化場（

六日以前にその有効期間が満了するもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十三条第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等（医薬品医療機器等法第八十三条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治験使用薬物等（医薬品医療機器等法第八十三
養鶏振興法第七条第一項に規定するものをいう。）を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は製造所を有する者

条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）に係るものであつて、医薬品医療機器等法第十三条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであつて、同条第四項の規定により、令
	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は製造所を

和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであつて、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は店舗、医薬品を配置した区域若しくは営業所を有する者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであつて、同条第六項の規定により、令和九	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は営業所を

年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであつて、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項本文の規定に基づく許可のうち、動物用医薬品等に係るものであつて、同条第六項の規定により、令和	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は営業所を

九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	有する者
医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく許可であつて、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）を有する者
医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の二の	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人

二第一項の規定に基づく登録であつて、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	にあつては、事務所）又は製造所を有する者
医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく認定であつて、同条第三項の規定により読み替えて準用する医薬品医療機器等法第十三条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にその製造する動物用医薬品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）又は動物用医

了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく登録であつて、同条第二項において準用する医薬品医療機器等法第十三条の二の二第四項の規定により、令和九年一月
薬部外品（同項に規定する医薬部外品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）の製造販売業者の主たる事務所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にその製造する動物用医薬品又は動物用医薬部外品の製造販売業者の主たる事務所を有する者

二十六日以前にその有効期間が満了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく許可であつて、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	
医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）を有する者

の三第一項の規定に基づく登録であつて、同条第三項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	にあつては、事務所）又は製造所を有する者
医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく登録であつて、同条第二項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第三項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にその製造する動物用医療機器（医薬品医療機器等法第八十三条第一項に規定する医療機器であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。）又は動物用体外診断

満了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく許可であつて、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期
用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている動物用医薬品のうち、動物の身体に直接使用されることのないものをいう。）の製造販売業者の主たる事務所を有する者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）を有する者

間が満了するもの	医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく認定であつて、同条第三項の規定により読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの
	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域にその製造する動物用再生医療等製品（医薬品医療機器等法第八十三条第一項に規定する再生医療等製品（治験使用薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものをいう。）の製造販売業者の主たる事務所を有する者
農業経営基盤強化促進法（昭和五十	令和八年熊本地震に際し災害救助法

五年法律第六十五号）第十二条第一項の規定に基づく認定であつて、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十五条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	農業経営基盤強化促進法第十四条の四第一項の規定に基づく認定であつて、農業経営基盤強化促進法施行規則第十五条の六の規定により、令和
が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとして市町村、都道府県知事又は農林水産大臣から農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定するものをいう。）の認定を受けている者	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村から青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法第十四条

九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	の四第一項に規定するものをいう。 の認定を受けている者
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定に基づく登録であつて、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその登録の有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）又は営業所を有する者
種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第一項の規定に基づく登録であつて、同法第四条第二項本文の規定により、令和九年一月二十六日以前に	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所（法人にあつては、事務所）を有する者

前にその出願の期限が満了するもの （日本国内において業として譲渡されて いた種苗又は収穫物に係るものに 限る。）	種苗法第三条第一項の規定に基づく 登録であつて、同法第四十五条第五 項又は第六項の規定により、令和九 年一月二十六日以前にその登録料の 納付の期限が満了するもの
	令和八年熊本地震に際し災害救助法 が適用された同法第二条に規定する 災害発生市町村の区域に住所（法人 にあつては、事務所）を有する者